

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

木でつなぐ輝くわがまち創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

当麻町

3 地域再生計画の区域

当麻町の全域

4 地域再生計画の目標

(地域の背景)

当麻町は、北海道の穀倉地帯といわれる上川管内のほぼ中央に位置し、面積は204.94km²。北海道の拠点都市・旭川市に接し、水稻栽培を中心に野菜・花き栽培との複合経営による農業が盛んである。また、総面積の65%を占める森林面積約13,400haを有し、豊かな森林と肥沃な大地に恵まれ、農業と林業を基幹産業としている。

当麻町は、人工林の約6割が林齢50年前後の成熟期を迎えた木材の有効利用活用のため、公共施設や一般住宅へ地域の魅力ある資源を積極的に活用する木材の地産地消の取組を行うなど、町民の林業への関心が非常に高い地域でもある。

石灰洞窟である当麻鐘乳洞は昭和32年に発見され、学術的にきわめて貴重な鍾乳洞として北海道天然記念物に指定されており、町を代表する観光施設となっている。また、当麻山山麓にあるスポーツ公園とうまスポーツランドには自然の中で存分にスポーツとレジャーを楽しめる施設が充実しており、町内外からの家族連れでにぎわっている。

(地域の課題)

現在の人口状況は、戦後、人口が増加し昭和30年にはピークの14,226人に達した。しかし、その後人口は減少し平成26年3月現在は6,960人ほどとなっている。

人口減少の要因については、事業所が減少していること、雇用の受け皿が少ないこと等に大きな要因があるものと思われ、若者を中心とした転出が多く、この傾向が今後も一定程度継続すると仮定されている。

また、妊娠可能な年齢と言われる 15～49 歳の女性人口である母親世代人口の減少、低出生率の継続により、出生数の減少が続くとともに、既に老年人口の減少も始まっており、こうしたことから、「社会減」と「自然減」が相まって進む見通しとなっている。(図 1)

高齢化率は、平成 22 年では 35.3%であったが、平成 26 年 3 月現在は 37.3%に進行し、平成 25 年において全国平均が 25.0%であるのに対し約 1.5 倍近くとなっている。(図 2)

また、当麻町の基幹産業である林業においても課題が発生しており、人工林については樹齢 50 年を経過し成熟期を迎えていることから、森林のもつ水源涵養機能や災害防止機能が低下している。

(地域の目標)

このような状況の中、人口減少の歯止めとなるよう地域を存続させ活力あるまちづくりを推進するためには、就労の確保が重要であり、若者の雇用の場の創出、高齢者の生きがい対策雇用など、住み慣れた地域で暮らせるよう若者が安心して結婚し子育てができる環境を整備する必要がある。

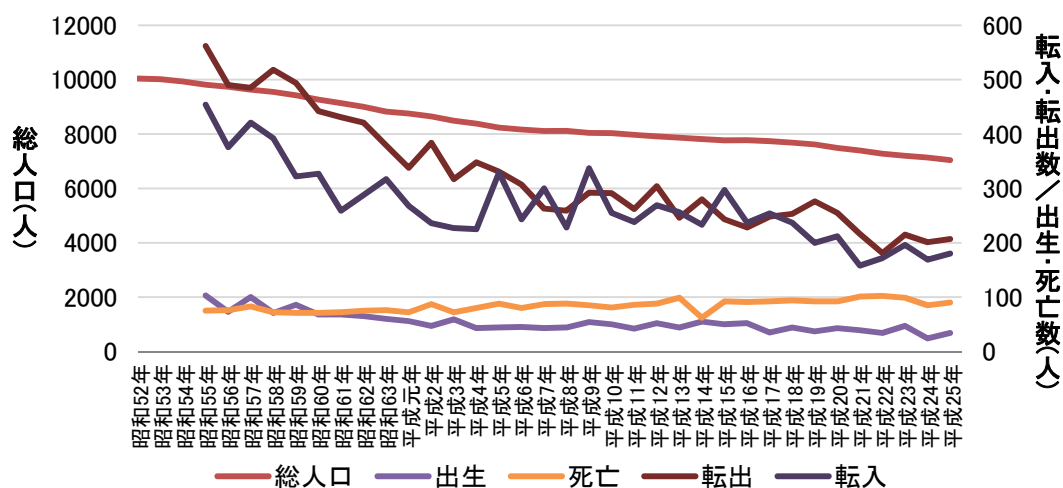
そのためには、農業や林業等の既存産業の活性化や新たな産業展開を図り、地域の魅力ある資源を活用する木材の地産地消の取組として、間伐材の積極的な利用を推進するほか、子育て支援の充実、住宅環境の整備を推進することによる定住人口の確保、移住促進を図っていくことが重要な課題となっている。

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生を図るため、当麻町ならではの子どもを中心とした「食育・木育・花育」による心の教育を推し進めるソフト事業展開を図り、今後において地域資源の活用を経済の活性化・集客や交流人口を増やすなど、地域外から人を呼び込む取組をそれぞれの当麻町型の個性を活かして進めることを通じて、超高齢化・人口減少社会における持続可能な地域の形成を目指す。

平成 22 年時点で、就業人口 3,773 人、就業率 53.2%だが、新たに働く場を創出する事により、平成 31 年度までに就業人口を 3,603 人、就業率を 51.9%と目標を設定し、就業人口減の歯止めとなる産業振興による雇用促進を図る。

【図1 出生・死亡数、転入・転出数の推移】

(資料：人口動態調査)



【図2 人口及び年齢3区分別】

(資料：平成22年国勢調査)

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	増減率(%)	
					H12~H17	H17~H22
総人口		7,643人	7,473人	7,087人	△2.2%	△5.2%
年少人口 (15歳未満)		913人 (12.0%)	893人 (12.0%)	809人 (11.4%)	△2.2%	△9.4%
就業人口 (15~65歳未満)		4,612人 (60.3%)	4,215人 (56.4%)	3,773人 (53.2%)	△8.6%	△10.5%
高齢人口 (65歳以上)		2,118人 (27.7%)	2,365人 (31.6%)	2,505人 (35.3%)	11.7%	5.9%
世帯数		2,657戸	2,782戸	2,743戸	4.7%	△1.4%
1世帯当たり人数		2.9人	2.7人	2.5人		

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体概要

森林面積が約 13,000 ヘクタールで町全体の 65%を占める当麻町では、森林は雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための重要な役割を担っている。しかし、森林整備・保全には適切な木の伐採、その後の植樹作業など、バランスのとれた循環型林業サイクルが欠かせない。日本古来から受け継がれてきた守り育てる林業は、日本が誇る木の文化であり、当麻町では、この重要な文化を正しく理解することで「地材地消」の意識を高める「木育」推進活動をまちづくりの基軸に据えた取組を積極的に進めていく。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数の事業が密接に関連し合って効果を発揮させる独自の取組

①独自の取組として実施する事業

「木育推進拠点施設整備事業」

事業概要：子どもから高齢者までが木とふれあい、木に学び、木と生きるという、人と木や森との関わりを考えられる豊かな心を育む「木育」を推進するための木育推進拠点施設を整備する。施設整備による新たな産業の創出により、知的障がい者の雇用、知的障がい者の活動を支える若者や高齢者の支援員等の新たな雇用が生まれる。整備する施設等範囲は下記のとおり。

①中核施設

「木育」を推進するための中核施設。地元の木材を加工する高度な木材加工機械設備を導入し、遊具や家具等の木工製品を製造する。作業を行う知的障がい者施設、地場の木材を製材する森林組合、研究機関である独立行政法人林産試験場や大学等の産学官の連携により、多角的な発想で付加価値を高める加工品の開発・製造を図る。ゆっくりと木工製品等を見ることができると喫茶コーナーも併せ持つ展示ギャラリー、親子で木とふれあえる木製遊具やおもちゃコーナーを設け、木とふれあうことで豊かな心を育む木育活動の推進を図る。

②木工体験研修施設

フォトフレームや箸作り等の木工体験が行える機能を有するほか、若者の技術研修のための宿泊研修施設としても活用可能な木工体験研修施設を整備することにより、木育の推進、担い手育成、起業促進を図る。

③木材乾燥施設

カラマツやトドマツ等を機械乾燥させ木材加工できるようにするための施設を整備することにより、乾燥させた地元の木材を上記①および②で活用し、木材の地産地消を図る。

事業主体：当麻町

事業期間：平成 27 年度

②独自の取組と密接に関連して実施する事業

(1)「くるみなの庭管理事業」

事業概要：木や花に囲まれ、創造的で好奇心にあふれた子どもたちならではの自由な発想で遊ぶことを大切にする場所として平成 27 年 7 月下旬オープン。森林散策、ツリークライミング等を実施する。屋内体験型の木育推進拠点施設整備事業に対し、本事業は屋外体験プログラムの実践の場であり、両事業が連携を密に取ることで相乗効果が高まることが期待され、当麻町全体としての木育活動をさらに推進する。

事業主体：当麻町

補助制度：内閣府 地方創生先行型交付金を想定

事業期間：平成 27 年度～

(2) 「町産材活用促進事業」

事業概要：当麻町の民間住宅施策の一環として、当麻町産の木材を積極的に活用し、町内に住宅を新築する方に対し、産地証明を受けた町産材 250 万円を限度に補助を実施している。主伐期を迎えている森林資源を有効的に活用し計画的に植林する循環型の森林整備を行うことにより、CO₂の固定化をはじめ環境負荷の低減が図られ、地球温暖化防止にも寄与する。木育推進拠点施設の利用により、町産木材にふれあう機会が増え、木材の地産地消への理解や意欲がより深まるなどの相乗効果が期待され、本事業の一層の推進につながる。

事業主体：当麻町

補助制度：国土交通省 社会資本整備総合交付金

事業期間：平成 25 年度～平成 29 年度

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

当麻町は時代の潮流を的確に見据え、人口の流出に歯止めとなる定住対策、豊かな大地に恵まれた基幹産業である農林業、次世代に引き継ぐ豊かなまちづくりのため、創意工夫をこらした施策を展開してきた。

これまでの取組は以下のとおりである。

(1) おかえりふる里応援事業

事業概要：愛着のあるふるさとへお帰りいただき、町産材を活用し町内に住宅を建築する際に補助することにより、買物支援や除排雪作業、安否確認等、親族の生活における様々な支援、見守りを推進するほか定住化の促進を図る。

事業主体：当麻町

補助制度：国土交通省 社会資本整備総合交付金

事業期間：平成 26 年度～平成 29 年度

(2) 森林環境保全整備事業

事業概要：面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う。

事業主体：当麻町

補助制度：北海道 森林環境保全整備事業補助金

事業期間：平成 25 年度～平成 29 年度

(3) 森林整備地域活動支援交付金事業

事業概要：森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認等の諸活動に対して支援する事業で、中でも森林施業の実施の基盤となる既存の作業路網の改良を行う活動に対して支援を行う。

事業主体：森林組合

補助制度：林野庁 森林整備地域活動支援交付金

事業期間：平成 24 年度～平成 28 年度

(4) とうまのお店元気事業

事業概要：商業の継続的な発展を図るため、町内で営業を行う個人事業主、町内に本店がある法人、町内で新規に開業する方が店舗を建設する費用、店舗をリニューアルする増改築費用、設備の更新費用に対し、300 万円を上限として助成するほか、新築する店舗に町産材を活用する場合の助成を行い、当麻町商業の活性化を図ることを目的とする。

事業主体：当麻町を想定

事業期間：平成 27 年度～31 年度を予定

5-5 計画期間

認定の日から平成 31 年度末まで

6 目標達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

数値目標の達成状況を確認するため、年間雇用者数、年間利用者数の実績数値を毎年取りまとめ評価を行い、その評価に基づいて必要な見直し等を行いながら目標達成に向けた取組を推進する。

6-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

事業名	目標	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
木育推進拠点	年間雇用者数	2 人	8 人	15 人	15 人	15 人
施設整備事業	年間利用者数	600 人	7,200 人	8,000 人	8,000 人	8,000 人

6-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

達成状況を毎年度4月頃、当麻町ホームページにより公表する。

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし